

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和元年5月23日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇に係る太陽光発電に関する申請から完了までの経緯経過が分かる書類全部（事業に関して盛土調査及び苦情等を境界確定及び裁判とか公図、写真を含む書類全部）県土整備部阿南」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和元年6月6日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、「開発行為に伴う港湾施設の埋立てに対する同意について」、「徳島県土地利用指導要綱第4条に基づく排水同意について」、「開発行為に伴う国有地（里道）の嵩上げに対する同意について」及び「境界確定について」（以下「本件公文書」という。）と特定した上で、条例第8条第1号に該当する情報を除いた部分を公開する公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和元年6月20日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

令和5年6月28日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した為。

2 審査請求の理由

あるべき書類の中で、工事等申請書類等の現場の写真がないので出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分理由はおおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の理由

本件請求において、審査請求人が公開を求めている公文書とは〇〇における太陽光発電施設の設置についての申請から完了までの書類のうち、県土整備部（阿南）が保有する文書であると解される。

県土整備部（阿南）では河川、砂防、海岸及び港湾管理の事務を所管しており、請求の対象となる太陽光発電施設設置に係る文書としては、次の①～④の文書を保有しているため、これらの文書を請求の対象文書として特定した。

- ①開発行為に伴う港湾施設の埋立てに対する同意について
- ②徳島県土地利用指導要綱第4条に基づく排水同意について
- ③開発行為に伴う国有地（里道）の嵩上げに対する同意について
- ④境界確定について

特定した書類のうち、関係書類に含まれる個人の印影、担当者氏名、写真については、個人の特定につながるおそれ及び個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第8条第1号に該当する情報については非公開とし、その他の情報は公開した。

(2) 審査請求人の主張に対して

実施機関は請求対象となっている文書の処理にあたり、現場確認のため添付資料として写真の添付を求めることはあるが、当該事案については他の資料等により現場確認を行うことができ、写真の添付を求める必要がなかったことから、工事等申請書類等に現場の写真は存在しない。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和5年6月28日	諮問
令和6年10月25日 第2部会（第16回）	審議
令和6年11月28日 第2部会（第17回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書について、〇〇における太陽光発電施設の設置についての申請から完了までの書類のうち、県土整備部（阿南）が保有する文書であると特定しているが、審査請求人は審査請求書において、工事等申請書類等の現場の写真がない旨主張しているため、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

徳島県土地利用指導要綱第3条によると、一定規模以上の土地について開発行為をしようとする事業主（以下「事業主」という。）は、知事の承認を受ける必要がある。その際、開発行為申請書や工事施行計画書その他必要な資料（以下、「開発行為申請書等」という。）を提出する必要がある、提出先は開発目的や開発地に応じて分かれている。

当審査会において確認したところ、この度の開発行為申請書等の提出先は、都市計画課であった。

審査請求人は県土整備部（阿南）が保有する文書に対して本件請求を行っている。県土整備部（阿南）においては、開発行為が行われる周辺において施設を有する場合、事業主から開発について同意を求められることがあるが、同意に関する書類については特段の基準はなく、必ずしも事業主から開発行為申請書等を取得する必要はない。

以上のことから、本件請求に係る公文書として本件公文書以外の文書がないという実施機関の主張に不合理な点は認められない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
綾野 隆文	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風雲	弁護士	
梶本 久実	税理士	